

# 会 員 規 定

平成29年3月1日制定

平成29年4月1日施行

## (目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本コーフボール協会（以下「当法人」という。）の定款第7条に基づき、当法人の入会および退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (資格と区分)

第2条 会員は、当法人の目的に賛同し、事業の遂行に必要な費用に充当するため、毎年度会費を納入する個人、法人又は団体とする。

2 個人については、日本国籍を有する者、若しくは外国籍を有する者のうち、正規の滞在資格をもって日本国に居住する権利を有するものに限る。

3 会員は次の各号に定めるところにより、区分する。

- (1) 正会員
- (2) 一般会員
- (3) 賛助会員
- (4) 名誉会員

## (区分と権利)

第3条 正会員とは、主として理事および団体から構成される。

(2) 第1項の規定にかかわらず、理事の推薦を以て理事会の承認により、正会員の資格を得ることができる。

(3) 正会員は社員総会での議決権を有する。

2 一般会員とは、当法人の目的に賛同し入会した個人及びその個人で構成された団体で、当法人が別に定める会員としての全ての権利を有する。団体とは、原則として当法人が主催および公認する競技大会等に出場する団体であり、競技団体として継続的に活動を共にしている団体。

3 賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、又は事業を援助する個人、法人及び団体。

4 名誉会員とは、当法人に対して多大なる功労があり、理事会により推薦された個人で、当法人が別に定める会員としての権利を有する。

5 第1項および第2項に定める正会員及び一般会員となる団体は、所定の団体登録をすることを要する。

6 登録団体は次の各号の条件を満たさなければならない。

1. 登録しようとする団体の構成員の全員が当法人の正会員または一般会員であること。
2. 当法人の目的に賛同し、その達成の推進に寄与できること。

## (入 会)

第4条 正会員、一般会員、賛助会員として入会するものは、代表理事が別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会が認められないときは、代表理事は、速やかに、理由を付した書面をもって本人及び団体、又は企業にその旨を通知しなければならない。

3 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾を得て会員となるものとする。

(退 会)

第5条 会員資格は入会申し込み日の属する年度末で失効する。

- 2 会員で会員資格保持期間中に退会しようとする者は、理事会が別に定める
- 3 退会届出書を当法人提出し、任意に退会することができる。

(入会金および会費)

第6条 入会者はすみやかに会費等規定に定めるところにより会費を支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、名誉会員については、入会金および会費の支払いを要しない。
- 3 前2項のほか、各種事業の推進のため、会員は、必要に応じて総会において別に定めるところによる分担金を負担するものとする。

(除 名)

第7条 会員が各号の一に該当する場合には、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 公序良俗に反する行為、度重なる故意或いは重過失により当法人及び他の会員の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (2) 定款若しくはこの会員規程に違反したとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第8条 正会員、一般会員又は賛助会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届出書を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 正会員、一般会員又は賛助会員である団体が解散したとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(権利の喪失)

第9条 退会した者又は除名された者は会員としての一切の権利を喪失し、既納の会費その他当法人の資産に対し、何ら請求することができない。

(特 典)

第10条 会員は、当法人の目的を達成するため必要な事業の遂行を援助するとともに、当法人からの情報、資料の提供、国際大会等への参加資格の付与、刊行物の配布、講習会への優先参加等の便益を受けることができる。

(会員資格の更新)

第11条 会員がその会員資格を更新するときは、会員区分に応じた会費を事務局に納入することとする。

- 2 会費納入をもって事務局は更新の通知として受領したものとする。
- 3 期限より1カ月を過ぎても更新の通知が無い場合は会員資格を停止する。
- 4 更新の手続きにかかる費用（通信費等）は会員が負担する。

(報告義務)

第12条 会員は、当法人への登録届出事項に変更が生じた際は、速やかに理事会が別に定める変更届出書を当法人に提出しなければならない。

(免 責)

第13条 当法人は、当法人が主催及び公認する又はしないの別に拘わらず、競技大会等においては、会員並びに第三者が蒙った損害等に対しては一切責任を負わないものとし、損害を与えた者が一切これを賠償しなければならない。

附 則

この規程は、2017年3月1日に制定し、2017年4月1日より施行する。

